

令和元年第2回安城市議会定例会

議案書

(令和元年6月26日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 9 8 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について【説明書参照】	3

第 9 8 号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 2 6 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 建築基準法第 8 6 条の 8 第 1 項に規定する既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料の項中「建築基準法第 8 6 条の 8 第 1 項」の次に「又は同法第 8 7 条の 2 第 1 項」を加え、同表建築基準法第 8 6 条の 8 第 3 項に規定する認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料の項中「建築基準法第 8 6 条の 8 第 3 項」の次に「（同法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

建築基準法第 8 7 条の 3 第 5 項に申請 1 件につき 規定する興行場等への一時的な用途 変更に係る建築物の使用許可申請 手数料	1 2 0, 0 0 0 円
---	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

— 提案理由 —

この案を提出したのは、建築基準法施行令の改正に伴い、必要があるため。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

令和元年9月30日をもって人権擁護委員水谷重彦及び岩月浩治が任期満了となるので、後任として次の者を候補者に推薦したい。

上記人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和元年6月26日提出

安城市長 神谷 学

記

安城市

水 谷 重 彦
昭和 年 月 日生

安城市

岩 間 純 子
昭和 年 月 日生